発　行　所
長野県保険医協会
〒380-0928長野市若里1丁目-5-26
電話　026（226）0086
FAX　026（226）8698
E-mail　nagano-hok@doc-net.or.jp
年間購読料 3,600円（会員の購読料は会費に含まれています）

長野保険医新聞

2018年（平成30年）3月25日
No.４４５（毎月1回25日発行）
（1990年6月22日第三種郵便物認可）

主な記事

すすめる会署名提出‥2面、医科指摘事項…3面、歯科指摘事項‥4面、クイズハガキの声より…5面、理事会便り、共済だより…6面、協同組合ニュース…7面～8面

第39回定期総会
役員や活動方針等を決定

長野県保険医協会は３月21日（水・祝）にアルピコプラザホテル（松本市）において第39回定期総会を開催し、2017年度活動報告および2018年度活動方針、予算関連の議案など５議案を原案通り可決。役員改選では、宮沢裕夫会長代行の新会長への就任をはじめ、21名の理事を選出した（役員名簿は本紙６面を参照）。

2017年度活動報告を行う奥山常任理事

総会では五味会員を議長に選出し、鈴木前会長を含む11名の物故会員に黙祷を捧げた後、議事に入った。

第１号議案では2017年度活動報告を奥山常任理事が、第２号議案2018年度活動方針を林常任理事が提案し、原案通り可決。第３号から第５号の▽2016度決算報告▽2017年度補正予算▽2018年度予算の３議案は池上常任理事から一括提案し、それぞれ原案通り可決された。

次期役員改選については野口副会長が提案、宮沢会長、理事21名、監査２名を選出した。

決議案は患者の窓口負担軽減、診療報酬の大幅な引き上げ、国の責任で社会保障充実の財源を確保することなど９項目を林常任理事が提案し、原案通り決議を採択した。

満席となった新点数検討会（医科）

可決された活動方針については次号を参照。なお、決議は３月22日に内閣総理大臣、関係大臣、地元選出国会議員に送付している。

総会記念行事は新点数検討会

定期総会に先立ち、総会記念行事として医科・歯科新点数検討会を定期総会と同じ会場ホテルで開催。医科の講師は増田事務局員ならびに水野事務局員が、歯科の講師は久根下歯科部員がそれぞれ務めた。医科に149名、歯科に64名のドクターや医療機関スタッフが参加し、両会場とも満席となった。

生活保護　受給者番号
県下全域で固定化が実現

生活保護の医療券の受給者番号について、2016年３月31日に厚生労働省が「被保護者ごとに固定化すること」との通知を出してからも、長野県内では受給者番号の固定化がされていない福祉事務所があった。2017年８月の協会調査では、その時点で受給者番号が固定化されていたのは県内19市のうち11市の福祉事務所にとどまっていた。また、町村部を管轄する県直轄の９つの郡福祉事務所で固定化されている福祉事務所はなかった。

これを受けて、協会では昨年10月に県の担当課と、その後11月～本年２月にかけて固定化となっていない８市の福祉事務所と懇談を行い、厚労省の通知通り受給者番号を固定化するよう要望してきた。

懇談の結果、各福祉事務所は順次固定化に対応し、厚労省の通知から２年経過したが、本年４月からは県内すべての市町村において固定化が実現することとなった。

なお、受給者番号が固定化された後も、医療券が毎月発行されることに変わりはないため、医療機関窓口では毎月の確認はこれまで通り必要となる。医療券なしで受診した患者や、福祉事務所からの連絡なしで受診した患者がいる場合、月末になっても医療券が届かない場合等は、福祉事務所に問い合わせる等の対応が必要となるので留意されたい。また、医療機関は福祉事務所から、医療養費意見書の記載を求められることがあるが、要否意見の返送が遅れると医療券の発行遅れ等につながるため、速やかな返送にも協力をお願いしたい。

2・15 国会行動・交流集会

保団連では２月15日に国会行動を企画、長野協会からは林常任理事と宮沢事務局長が参加した。国会議員への要請では、医療費助成事業に対する国保の国庫負担金減額調整の「完全」廃止を求める要望書を提出するとともに、これまで取り組んだクイズ付きハガキに寄せられた声を議員秘書に託した。

集会で発言する林常任理事

お昼には診療報酬改善・ストップ！患者負担増をすすめる集会が開催され、これまでの運動と今後の活動について各県の参加者による意見交流を行った。

基調報告では、患者負担増についてはほとんど国民に知らされていない。2018年度は多くの国民に知らせ、世論を喚起していく活動が必要だと運動提起がされた。

各県の交流の場では、長野の林常任理事はこれまでの街頭署名の経験や地元議員との懇談の内容を報告し、保団連は若者に興味をもってもらうような親しみやすい、楽しい活動を工夫すべきだといった趣旨の発言をした。その他の参加者から、署名への会員参加率が低いが署名活動に参加しない理由を調査したらどうかとの提案がされたり、国会行動に毎回参加している県の代表は継続することが力だと力説していた。また、保険医団体が憲法問題に取り組むことについて、日本が戦争する国になれば、軍事費は増えて社会保障費を削るしかなくなるといった意味で社会保障を守ることは憲法を守ることと一体だといった発言もされた。

このように本集会では活発な意見交換が行われ、いつでも、どこでも、だれでも安心して医療が受けられる社会の実現を求めていこうといった意思統一の場となった。

鶏声

森友学園にまつわる問題が再燃した。それはそうだ。懇切丁寧に説明すると言いながら煙に巻いたような答弁でのらりくらり決まりがついていないのだから当然のこと。ある人に言わせると、「こんな問題より、ちゃんと国会の審議をしてくれ。北朝鮮の核とミサイルの問題のほうが深刻だ。しかも野党はただ反対するだけで対案を出さない。こういう問題をしっかり考えない野党だからダメだ。」と言う意見だ。この意見も一理ある。一人ひとりの顔が違うように考え方もやり方も違って不思議はない。どれが真実なのか分からないこともなくはない。ところが２０１８年３月２日朝日新聞の朝刊で一つしかないはずの決裁書の書き換えが疑われるという報道が出た。◆この森友問題は先の総選挙前にも大きな問題だったはずだった。しかし国会で討論するどころか安倍総理は国会の場で追求されるのを嫌い冒頭解散してしまった。安倍総理は行政の長なのだから全く関わりを持っていないというのだから、財務省に全ての資料を即刻提出させたらいい。出さなかったら野党に追及される前に総理が徹底し糾弾すべきだろう。それを壊れたテープのように「私と妻は全く関係してない」と言葉を濁している間に財務省の職員が命を絶ってしまった。すると3月9日には、佐川国税局長官までも辞任してしまった。これも野党に言われるまでも無く総理自ら佐川の証人喚問をすべきであろう。◆北朝鮮の核問題も自衛隊の問題も大きな問題に違いない。だからと言って、ここまで不信感を突きつけられた森友問題は今や頬かむりは出来まい。（H・S）